

## 佐久市登下校見守り活動（見守り隊）の実施ガイドライン

### （目 的）

第1条 このガイドラインは、見守り隊の活動が各地区の実状に応じて適切・安全に行われるよう基本的な考え方を示すことを目的とする。

### （定 義）

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、つぎの各号に定めるところによる。

#### （1）見守り活動

市内小・中学校の登下校における、児童生徒の安全を確保するために行われる立番、誘導、巡回、付添い又はこれらに類する活動をいう。

#### （2）見守り隊

市内各所で自主的に見守り活動を行う団体をいう。

#### （3）見守り隊員

見守り隊の活動として見守り活動に従事する者をいう。

### （見守り活動の原則）

第3条 見守り活動は、無償の自主活動とする。

### （見守り活動への加入・脱退）

第4条 見守り隊への加入若しくは脱退は、本人の自由意思によるものとする。

### （見守り活動における権限）

第5条 見守り活動は、法令上の権限及び義務を伴わない任意の活動とする。

### （見守り活動における責任）

第6条 見守り隊員は、見守り活動の際に発生した事件事故について、当該見守り隊員の不法行為等に起因して発生した場合を除き、責任を負わないものとする。

### （事故等への対応）

第7条 見守り活動時に児童生徒に関わる事故等があった場合は、自身の安全を確保した上で、警察及び消防に通報を行うと共に、救護活動を可能な範囲で行うものとする。

### （見守り活動の際の事故等における補償）

第8条 見守り活動は自主活動であることから、各地域の見守り隊においては、

見守り隊員の負傷等に備え、傷害保険など補償制度への加入に努めるものとする。

(見守り隊の活動ルール)

第9条 各地域の見守り隊は、活動基準・取り決め等を当ガイドラインを参考にそれぞれの実情を踏まえ協議し、決定する。

なお、決定事項については見守り隊員に周知するよう努めるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。